

焼津市自治基本条例策定に係わる基本方針

1. 自治基本条例の必要性

地方分権時代の到来により、地方自治の重要性が認識されている中、地方自治体には、「地域のことは地域で考え地域で決める」という自己決定・自己責任に基づき、多様化・高度化する市民ニーズに応えるため、地域の特色を活かした行政運営が求められています。

また、東日本大震災により、人命救助や避難所の開設・運営など災害対応における地域コミュニティの重要性が再認識されたところです。

しかしながら、少子高齢化やライフスタイルの多様化などにより、従来のような地域コミュニティ活動を続けていくことは難しい状況となっております。

さらには、多様化する社会の中で防災のみならず、子育てや介護、防犯、環境問題など行政だけでは解決できない課題が、増加の一途をたどっている状況です。

このため、市民の権利や自治体運営に関する基本的事項を明確にし、市民参加のあり方や市民と行政の協働によるまちづくりを推進し多様な市民参加をシステムとして構築していくことが求められています。

そこで、市政運営の基本理念や市民と行政の協働によるまちづくりの基本的なルールを定めた自治基本条例（以下「条例」といいます。）を制定することにより、市民と行政が相互の情報を共有しながら、その責任と役割を分担し、協力・協調しあうパートナーとしての協働関係を築いていくことが重要であり、市民参加の機会拡充、協働体制の確立を図っていく必要があります。

2. 条例の構成など

(1) 構成

条例は、まちづくりの基本理念、市民の権利、自治実現の制度・仕組み、行政・議会の組織・運営・活動に関する基本的事項、また、焼津市のまちづくりに係わる例規の解釈の指針となり、かつ将来の改正や策定の際の指導理念となる事項を含んだものとします。

(2) 位置づけ

条例は、市の最高規範として簡潔で、将来にわたり、市政の基本方針としての不変性が、保たれるものとします。

(3) 策定の主体

策定に当たっては、市民が主体となって、意見交換等をしながら、市民の意向が十分に反映できるものとします。

3. 条例の策定体制

条例制定に当たっては、制定過程が非常に重要であることから、より多くの市民が参加できるような体制づくりを行います。

(1) 市民検討組織の発足

条例の実効性を考慮し、できるだけ広範な市民の意見を反映するため、市民や学識経験者等を委員とする検討組織を発足し、条例に関する調査・研究を行い、条例の骨子案を策定し市長へ提案します。

(2) 庁内検討委員会の設置

市職員による庁内検討委員会を設置し、市民検討組織が策定した条例の骨子案に基づいて専門的な検討を行い、条例原案を作成し市民検討組織と調整した後、市長に提出します。

(3) パブリックコメント・パブリックインボルブメント（P I）の活用

パブリックコメントを実施し、市民から意見の募集を行います。

また、より多くの市民に情報提供し、それらに対する意見聴取を行い、条例骨子案に反映させる市民参加の手法（P I）を活用します。

(4) 勉強会等の開催

様々な機会を通じて、市民に広く制定過程をPRするとともに、勉強会やシンポジウム等を開催し、市民からの意見聴取を行います。

4. 条例策定のスケジュール

平成 25 年 9 月頃（予定）の制定を目途に作業を進めていきます。（H26 年 4 月施行）